

宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会親睦会等助成事業に関する規程

（目的）

第1条 本事業は、宇都宮共和大学シティライフ学部同窓会（以下、「同窓会」という。）の会則（以下「会則」という。）第2条の目的を達するため同第4条に掲げる事業の一環として、会則第5条に定める会員（以下、「会員」という。）が主催する各種会合やイベント（以下、「親睦会等」という。）に対する助成を行うことにより、会員相互の交流を促進するとともに同窓会の活性化を図ることを目的とする。

（対象）

第2条 助成は、次のいずれの条件も満たすものを対象とする。

- (1) 会員が主催するものであること。
- (2) 会員が5名以上出席し、かつ出席者の過半数が会則第5条に定める正会員であること。ただし、親睦会等の開催趣旨が有意義と認められ、同窓会長が認める場合は、その限りではない。
- (3) 第1条の目的から逸脱せず、公序良俗に反しないものであること。
- (4) 提出される報告書に記載の親睦会等の名称、内容及び写真が、本同窓会のウェブサイトに掲載されることに同意できること。ただし、『個人情報の保護に関する法律』（平成十五年法律第五十七号）第2条に定める個人情報のうち、事前に本人の承諾を得ていない事項については、この限りではない。

（助成の基準）

第3条 親睦会等への助成は、次のとおりとする。

- (1) 助成金額は、出席会員数に3千円を乗じた金額とし、7万円を上限とする。
- (2) 助成は、一つの親睦会等に対して当該年度につき1回限りとする。ただし、本事業全体の実施状況や当該親睦会の趣旨等を総合的に勘案し、同窓会長が認める場合は、その限りではない。
- (3) 当該年度とは、会則第23条で定めた会計年度に従い4月1日から翌年3月31日までとする。
- (4) 助成は、当該年度の本事業予算額を上限とする。
- (5) 助成は、第1条の目的の実現の他、公平かつ公正に行われるよう措置を講ずるものとし、前4号の他に必要な事項は、同窓会理事会の決議により、別に定める。

（申請）

第4条 助成を希望する親睦会等の主催者は、開催日の6か月前から開催日の3か月後又は当該年度末日のいずれか早い日までに所定の方法により申請を行わなければならない。ただし、当該年度末日までの範囲において、同窓会長が認める場合は、その限りではない。

（助成の決定）

第5条 助成は、同窓会理事会の定める本事業の運営事務局（以下「運営事務局」という。）の審査により決定をする。

（報告）

第6条 助成を受けようとする親睦会等の主催者は、親睦会等を実施した後2週間又は申請日のいずれか遅い日までに、集合写真を含む写真数点を添えて、同窓会のウェブサイトから所定の方法により実施報告を行わなければならない。

（助成の交付）

第7条 助成金は、報告書の提出後、運営事務局の審査により承認された場合に交付する。

（情報の公開）

第8条 同窓会は、同窓会のウェブサイト、総会又は会報等において、助成を実施した活動を公表する。

（規約の改廃）

第9条 本規程の改廃は、同窓会理事会の決議により行う。

（施行期日）

第10条 この会則は令和7年8月1日から実施する。